

公売公告及び見積価額公告

須賀川市公告第16号
令和6年4月5日

須賀川市長 橋本 克也

下記により差押財産の公売をします。

地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により公告します。

公 売 財 産 の 種 類	動産
公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額	別紙「公売対象財産等一覧」のとおり
公 売 の 方 法	期間せり売り
公 売 参 加 申 込 受 付 期 間	令和6年4月16日午後1時 から 令和6年5月7日午後11時 まで
入 札 期 間	令和6年5月14日午後1時 から 令和6年5月16日午後11時 まで
公 売 の 場 所	K S I（官公庁オークション）が提供するインターネット公売システム上
最高価申込者決定日時及び場所	日時 令和6年5月17日午前10時 場所 須賀川市財務部収納課
売却決定日時及び場所	日時 令和6年5月17日午前10時 場所 須賀川市財務部収納課
代 金 納 付 期 限	令和6年5月24日午後2時30分
買受人についての資格その他の要件	「須賀川市インターネット公売ガイドライン」のとおり ※市ホームページ参照

そ の 他	1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者又は同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
	2 公売財産のせり売りにかかる買受の申込みをしようとする者（以下、「入札者等」という。）は、公売参加申込受付期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
	3 公売保証金の提供は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者、公売参加手続きを委任する場合はその代理人）名義のクレジットカード（一部のカードを除く）による現金の納付による。
	4 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければできません。
	5 せり売りにかかる買受の申込みは、せり売り期間中であれば何度でもできます。一度行ったせり売りにかかる買受の申込みは、変更又は取消しはできません。
	6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、官公庁オークションIDを最高価申込者氏名とみなします。
	7 公売財産にかかる市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
	8 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
	9 須賀川市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
	10 公売財産が滞納者等に保管されているときは、須賀川市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、須賀川市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払いを求められることがあります。また、須賀川市が公売財産を占有している場合、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。
	11 その他、本件公売は、国税徴収法の規定に基づく制限があります。
	12 公売公告の内容は、須賀川市役所財務部収納課で閲覧することができます。
	13 K S I が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
	14 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、須賀川市は何ら補償しません。
	15 公売参加申込期間及びせり売り期間には、K S I が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を須賀川市役所財務部収納課に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は須賀川市役所財務部収納課に用意してあります。